

北杜市告示第26号

北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月22日

北杜市長 上 村 英 司

北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、住民自らが主体となって行う高齢者の健康づくりに資する取組を普及啓発し、介護予防を推進するとともに、市営温泉施設を健康づくり活動の拠点とすることにより、様々な地域の高齢者が相互に交流し、生きがいを持った高齢者が健康で暮らすことを目的として、自主的に健康づくりに資する活動を行う高齢者に対し、予算の範囲内において、北杜市補助金等交付規則（平成16年北杜市規則第51号）及びこの告示に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「市営温泉施設」とは、北杜市健康増進施設「健康ランド須玉」条例（平成17年北杜市条例第49号）、北杜市甲斐大泉温泉条例（平成17年北杜市条例第50号）、北杜市たかねの湯条例（平成17年北杜市条例第51号）、北杜市泉温泉健康センター条例（平成17年北杜市条例第52号）、北杜市むかわの湯条例（平成17年北杜市条例第53号）、北杜市白州福祉会館条例（平成17年北杜市条例第54号）、北杜市すたま自然健康村施設条例（平成17年北杜市条例第56号）、北杜市白州・尾白の森名水公園条例（平成17年北杜市条例第90号）、北杜市明野ふるさと太陽館条例（平成17年北杜市条例第91号）及び北杜市リフレッシュビレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設条例（平成18年北杜市条例第13号）に規定する温泉施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市民の主体的な互助活動を基本とし、次の各号のいずれにも該当する3人以上で構成する団体（以下「団体」という。）とする。ただし、特定の宗教及び政治上の団体又は営利を目的とする団体は除くものとする。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者であって、申請日の属する年度の4月2日において65歳以上であるもの

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）による要支援認定又は要介護認定を現に受けていない者

(3) 同一年度内において、この告示による補助金の交付を受けた他の団体に属していない者

（補助対象活動）

第4条 補助金の対象となる活動（以下「健康づくり活動」という。）は、市営温泉施設又は当該施設に附属する施設を活用して行う活動であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 介護予防・フレイル予防のための体操、ストレッチ等の学習又は講習会（以下「学習等」という。）

(2) 介護予防・フレイル予防のための食生活改善の学習等

(3) 認知症予防のための学習等

(4) 口腔ケアのための学習等

(5) 心の健康づくりのための学習等

(6) その他健康づくり又は介護予防に資する活動

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

（補助金の額及び補助回数）

第6条 補助金の額は、団体を構成する者1人につき1,000円を補助基本額とし、当該補助基本額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない額とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の額の算定は、健康づくり活動1回当たりとする。

3 補助金の補助回数は、年間6回を上限とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、健康づくり活動を行う14日前までに、市長に提出しなければならない。

(1) 活動計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) その他、市長が特に必要と定める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出があつたときは、速やかに健康づくり活動の目的及び内容並びに関係書類を審査し、補助金の交付を決定すべきも

のと認めるときは、北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付することができる。

（変更等の承認）

第9条 前条第1項の規定により交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、健康づくり活動の内容を変更し、又は健康づくり活動を中止しようとするときは、北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金変更（中止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。

（1）健康づくり活動の実施日又は時間の変更

（2）その他市長が認める軽微の変更

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金変更決定通知書（様式第6号）により当該補助決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助決定者は、当該健康づくり活動が完了したときは、健康づくり活動の終了の日から起算して1箇月を経過した日又は健康づくり活動の終了の日が属する年度の翌年度の3月31日のいずれか早い日までに北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）活動実績調書（様式第8号）

（2）収支決算書（様式第9号）

（3）領収書

（4）健康づくり活動の実施内容が確認できる写真

（5）その他市長が必要と認める書類

（額の確定及び補助金の交付）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受けたときは、その内容を検査し、補助金を交付すべきものと認める場合は、補助金の額を確定し、速やかに北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金確定通知書（様式第10号）により補助決定者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助決定者が補助金の交付を申請しようとするときは、北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第12条 申請者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合又は補

助決定者が補助金を他の用途に使用し、当該健康づくり活動に関する補助金の決定内容若しくはこれに基づく市長の処分等命令に違反した場合は、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、又はその額を減額した場合で既に補助金の全部又は一部が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第13条 補助決定者は、健康づくり活動に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、当該健康づくり活動の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(報告及び調査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して帳簿その他の関係書類を調査させることができる。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表 (第5条関係)

補助対象経費	例示
報償費	講師謝礼
旅費	参加者が公共交通機関(バス、タクシー等)を利用した場合の実費相当額
消耗品費	テキスト代、材料費等
保険料	ボランティア等の活動保険料等
施設使用料	市営温泉施設使用料又は利用料金
その他事業の実施に必要な経費であって、市長が必要と認める経費	

様式第1号（第7条関係）

北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金交付申請書

年 月 日

北杜市長 様

請求者 住所
団体名
代表者名
電話番号

次のとおり健康づくり活動を実施したいので、北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 健康づくり活動の内容
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 添付書類
 - (1) 活動計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）

様式第2号（第7条関係）

活動計画書

1 健康づくり活動の目的

2 活動の内容

月日	場所等	内容		備考
		具体的内容	説明等	

3 健康づくり活動の予定年月日

年 月 日

4 団体の構成員名簿

氏名	住所	連絡先

様式第3号（第7条関係）

収支予算書

収入の部

（単位：円）

科目	金額	備考
合計		

支出の部

（単位：円）

科目	金額	備考
合計		

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

北杜市長

印

北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金の交付については、次のとおり決定したので、北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

- 1 健康づくり活動の内容

- 2 補助金交付決定額 円

様式第5号（第9条関係）

北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日

北杜市長 様

請求者 住所
団体名
代表者名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定された、北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金に係る健康づくり活動について、次のとおり変更（中止）したいので、北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 健康づくり活動の内容
- 2 健康づくり活動の変更（中止）の内容
- 3 健康づくり活動の変更（中止）の理由
- 4 その他

市長の指示がある場合は、関係書類として、変更等の内容がわかる書類を添付すること。

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

北杜市長

印

北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定を行った北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金については、北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金事業変更（中止）承認申請書に基づき、次のとおり変更決定したので、北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

- 1 補助金交付変更決定額 円
- 2 その他承認事項

様式第7号（第10条関係）

北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金事業実績報告書

年 月 日

北杜市長 様

請求者 住所
団体名
代表者名
電話番号

年 月 日 第 号をもって交付決定された北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金について健康づくり活動が完了したので、北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

1 健康づくり活動の実施内容

2 補助金交付決定額 円

3 添付書類

- (1) 活動実績調書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 領収書
- (4) 健康づくり活動の実施内容が確認できる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

活動実績調書

1 健康づくり活動の目的

2 健康づくり活動の効果

3 事業の内容

月日	場所等	内容		備考
		具体的内容	説明等	

4 健康づくり活動の完了年月日

年 月 日

5 参加者名簿

氏名	住所	連絡先

様式第9号（第10条関係）

収支決算書

収入の部

（単位：円）

科 目	金 額	備 考
合計		

支出の部

（単位：円）

科 目	金 額	備 考
合計		

様式第10号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

北杜市長

印

北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金については、北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり補助金額を確定したので通知します。

補助金交付確定額 円

様式第11号（第11条関係）

年 月 日

北杜市長 様

請求者 住所
団体名
代表者名 ⑩
電話番号

北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金の交付を受けたいので、北杜市住民主体型高齢者健康づくり活動費補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金請求額 円

2 支払先

振込先金融機関名
支店名等
預金種別（普通・当座）
フリガナ
口座名義
口座番号